

第2節 社会的状況

2-1 人口及び産業の状況

1. 人口

佐久穂町及び佐久市平林岩水の人口及び世帯数の状況を表 2-2-1 に、佐久穂町の人口及び世帯数の推移を図 2-2-1 に示す。

佐久穂町平成 27 年国勢調査における人口及び世帯数は、11,192 人、4,017 世帯である。

前回国勢調査の平成 22 年と比較すると、人口は 7.3%、世帯数は 1.8%それぞれ減少している。人口密度は、59.5 人/km²となっている。

また、佐久市平林岩水の平成 27 年 10 月 1 日時点の人口及び世帯数は、124 人、44 世帯であり、前回国勢調査と同時期の平成 22 年と比較すると、人口は 11.4%、世帯数は 13.7%それぞれ減少している。

表 2-2-1 人口世帯数の状況

区分	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)		1世帯当 たり人口 (人)	対前回人 口増加率 (%)	人口密度 (人/ km ²)	面積 (km ²)
		前回 (H22 年)	H27 年				
佐久穂町	4,017	12,069	11,192	2.8	-7.3	59.5	188.15
佐久市 平林岩水	44	140	124	2.8	-11.4	—	—

出典：国勢調査（平成 27 年速報値）、佐久市ウェブサイト（平成 28 年 8 月確認）

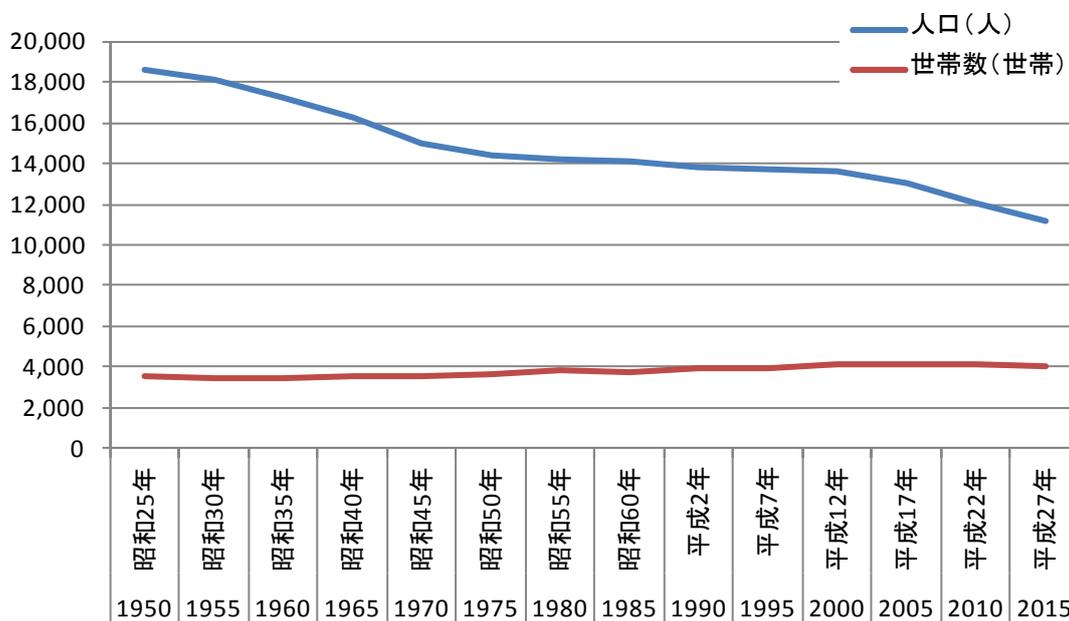


図 2-2-1 佐久穂町の人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

2. 産業

① 産業別就業者数

第一次～第三次産業別の就業者数を表 2-2-2 に示す。第三次産業が全就業者数の 53.8% と最も大きな割合を占めている。

平成 22 年の産業（大分類）別従業者数を表 2-2-3 に示す。産業（大分類）別では、「製造業」が最も大きな割合を占めており、次いで「農業」の順となっている。

表 2-2-2 産業別就業者数

第一次産業		第二次産業		第三次産業	
就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
968	16.2	1,767	29.7	3,204	53.8

出典：平成 27 年版佐久穂町統計書

表 2-2-3 産業（大分類）別従業者数（平成 22 年）

業 種	佐久穂町	
	(人)	(%)
総 数	5,958	100.0
農 業	908	15.2
林 業	56	0.9
漁 業	4	0.1
鉱業，採石業，砂利採取業	10	0.2
建設業	627	10.5
製造業	1,130	19.0
電気ガス熱供給水道業	18	0.3
情報通信業	37	0.6
運輸業，郵便業	177	3.0
卸売業，小売業	774	13.0
金融業，保険業	58	1.0
不動産業，物品賃貸業	25	0.4
宿泊業，飲食サービス業	286	4.8
教育，学習支援業	197	3.3
医療，福祉	834	14.0
複合サービス事業	127	2.1
サービス業	480	8.1
公 務	191	3.2
分類不能の産業	19	0.3

出典：平成 27 年版佐久穂町統計書

② 農業

農家数と耕作面積を表 2-2-4 に示す。総農家数のうち、販売農家の占める割合は約 43.2%、自給農家は約 56.8%となっている。

表 2-2-4 農家数と耕地面積

農家数 (戸)					経営耕地面積 (ha)			
総農家数	販売農家				自給農家	総面積	田	畑
	総数	主業	準主業	副業的				
1,314	568	105	91	372	746	626	334	251

出典：平成 27 年版佐久穂町統計書

③ 林業

国有林民有林別の森林面積を表 2-2-5 に示す。森林面積全体のうち、国有林の占める割合は約 25.5%、民有林は約 74.5%となっている。

表 2-2-5 国有林民有林別森林面積

単位 ha

合計	国有林	民有林		
		合計	公有林	私有林
15,153.91	3,868.23	11,285.68	4,561.39	6,724.29

出典：長野県民有林の現況平成 28 年度版

④ 工業

工業の事業所数、従業者数及び出荷額等を表 2-2-6 に示す。事業所数、製造品出荷額等とも「生産用機械」の占める割合が最も大きい。

表 2-2-6 工業の状況 (平成 25 年度)

業種	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
食料	1	10	X
飲料	1	27	X
木材	1	7	X
家具	2	13	X
石油	1	6	X
プラスチック	1	21	X
窯業	2	23	X
非鉄	4	146	195,982
金属	1	15	X
はん用機械	2	39	X
生産用機械	7	160	194,681
業務用機械	5	60	61,500
電子	2	30	X
電気	2	19	X
合計	32	576	720,717

注) 表中の「X」は秘匿(公表できない)数値であることを示す。

出典：長野県「平成 26 年工業統計調査」

⑤ 商業

商業は92件の事業所がある。そのうち、卸売業の事業所数は10件、小売業が82件となっている。小売業でもっとも多いのは「その他の小売業」である。

表 2-2-7 商業の状況

業 種	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (万 円)	売場面積 (m ²)
卸売業	10	46	697	—
小売業	82	406	6,833	12,223
織物・衣服・ 身の回り品小売業	10	34	332	2,131
飲食料小売業	26	186	3,253	5,468
機械器具小売業	10	35	442	214
その他の小売業	29	135	2,540	4,410
無店舗小売業	7	16	267	—
合 計	92	452	7,530	—

出典：経済産業省ウェブサイト「平成26年商業統計調査」

2-2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要道路網及び鉄道の状況を図 2-2-2 に、「平成 22 年度道路交通センサス」における主要道路の交通量を表 2-2-8 に示す。

対象事業実施区域へのアクセス道路となる、一般国道 299 号の交通量は、佐久穂町海瀬 332 で 7,206 台/24 時間（推定値）となっている。

また、対象事業実施区域のその他の交通施設としては、鉄道（東日本旅客鉄道小海線）が通じており、最寄り駅は海瀬駅である。海瀬駅は無人駅のため乗車人員が公表されていないため、隣接する八千穂駅及び羽黒下駅における 1 日平均乗車人員を表 2-2-9 に示す。

表 2-2-8 主要な道路の交通量（平日）

No.	路線名	観測地点名	昼間 12 時間 (台)	24 時間 (台)
10840	一般国道 141 号	佐久穂町畑 1133-6 (清水町交差点)	12,232	14,772
12650	一般国道 299 号	佐久穂町畑 1133-6 (清水町交差点)	2,116	2,438
12660	一般国道 299 号	佐久穂町海瀬 332	5,765	7,206
12670	一般国道 299 号	佐久穂町大日向 4000 付近	1,254	1,568
40100	県道川上佐久線	佐久穂町穂積 2349-5	646	833
60190	上畑八千穂停車場線	—	823	1,070

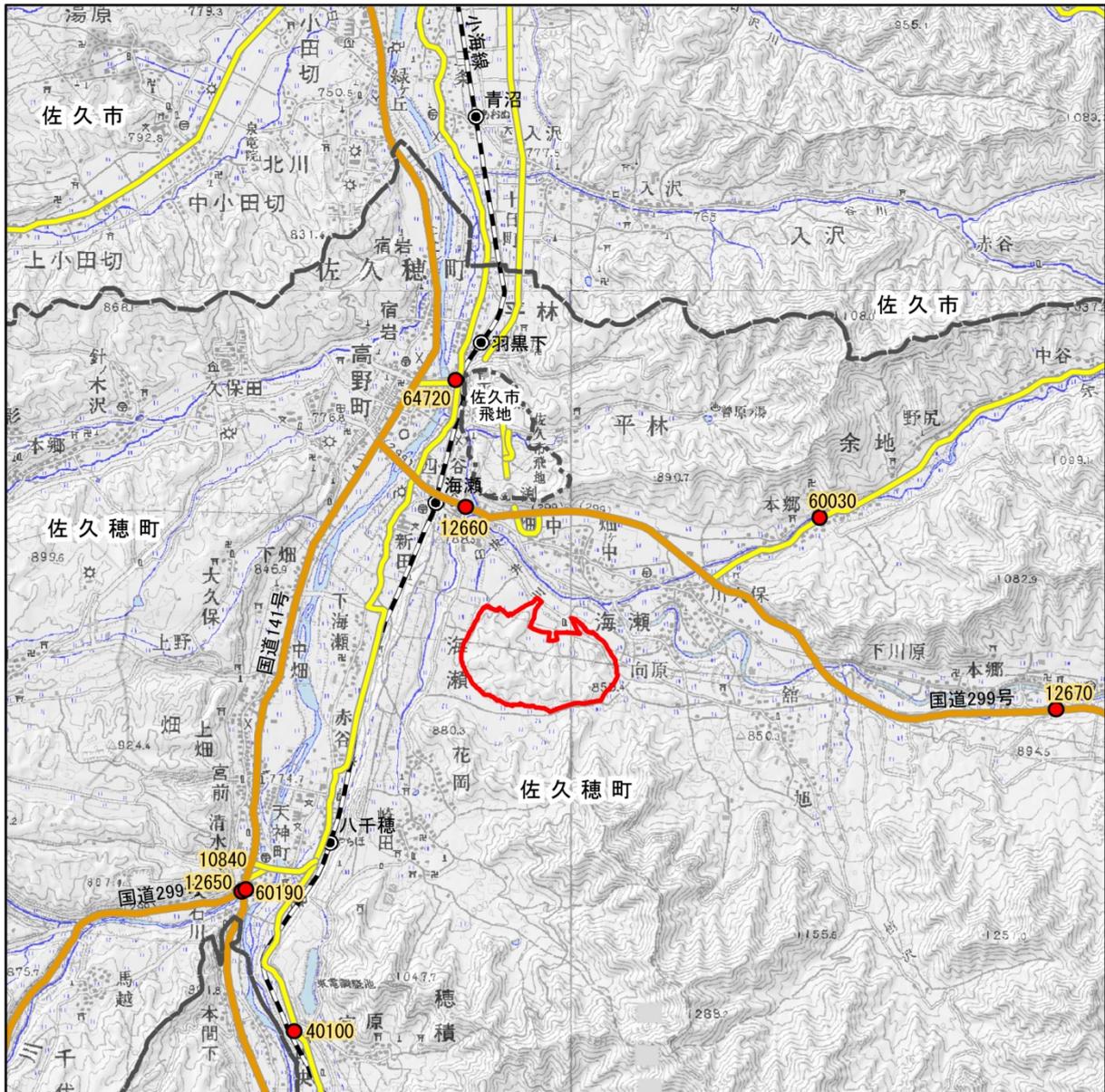
注) 斜体は推定値を示す。

出典:「平成 22 年度道路交通センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」（平成 23 年 12 月、長野県）

表 2-2-9 最寄りの駅における 1 日平均乗車人員

駅名	平成 25 年	平成 26 年
八千穂	133	116
羽黒下	113	109

出典:平成 27 年度版佐久穂町統計書



凡例

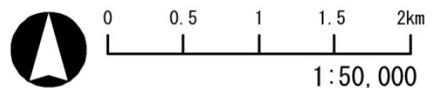
- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 県道
- 鉄道・駅
- 交通量観測地点

図 2-2-2

主要道路網及び鉄道の状況

出典：「平成 22 年度道路交通センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」
（平成 23 年 12 月、長野県）

地点の数字は調査地点 No. を示す



2-3 土地利用の状況

1. 土地利用

佐久穂町の土地利用状況を表 2-2-10 に示す。また、現況土地利用の状況を図 2-2-3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は山林であり、山林の面積は佐久穂町全域の約 69.9% を占めている。

表 2-2-10 土地利用の種目別面積の状況

区分	面積 (km ²)	構成比 (%)
総面積	188.15	100.0
田	9.137	4.9
畑	11.641	6.2
宅地	2.941	1.6
山林	131.811	70.0
原野	14.052	7.5
池沼	0.158	0.1
その他	18.410	9.7

出典：平成 27 年版佐久穂町統計書

2. 都市計画

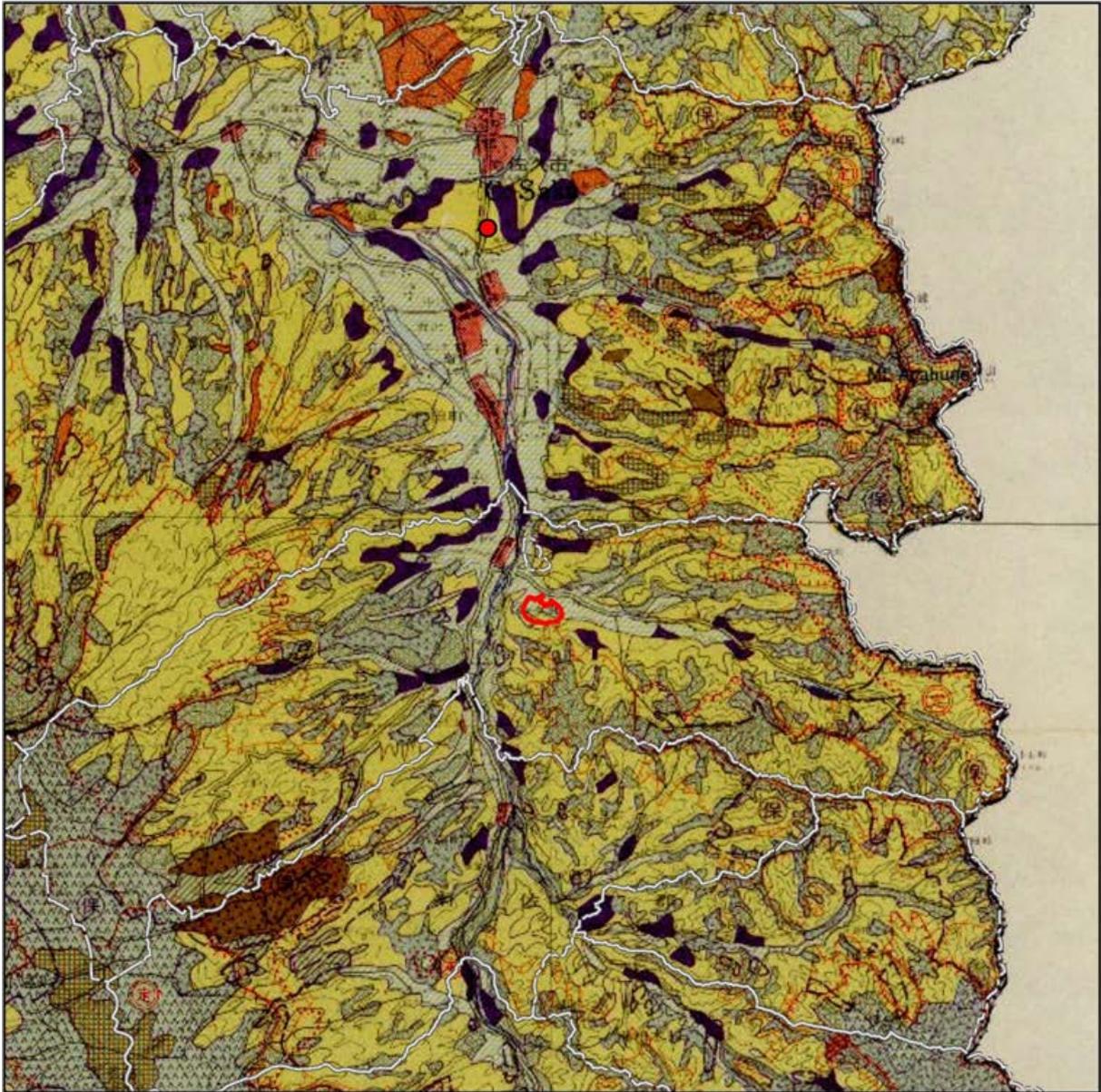
佐久穂町の都市計画区域の状況を表 2-2-11 に、対象事業実施区域及びその周辺における都市計画区域の指定状況を図 2-2-4 に示す。

なお、佐久穂都市計画区域では用途地域を指定していない。

表 2-2-11 都市計画区域の状況

都市計画区域名	最終都市計画区域 指定年月日	区 域	都市計画区域 面積 (ha)
佐久穂	平成 27 年 3 月 19 日	佐久穂町の一部	6,257

出典：長野県ウェブサイト「2015 年 長野県の都市計画 資料編」（平成 28 年 8 月確認）



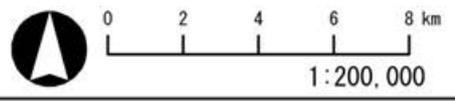
凡 例

 対象事業実施区域

図 2-2-3 (1)
土地利用の状況

出典：「土地分類図（土地利用可能性分級図－土地利用現況図）長野県」（昭和 49 年 経済企画庁）

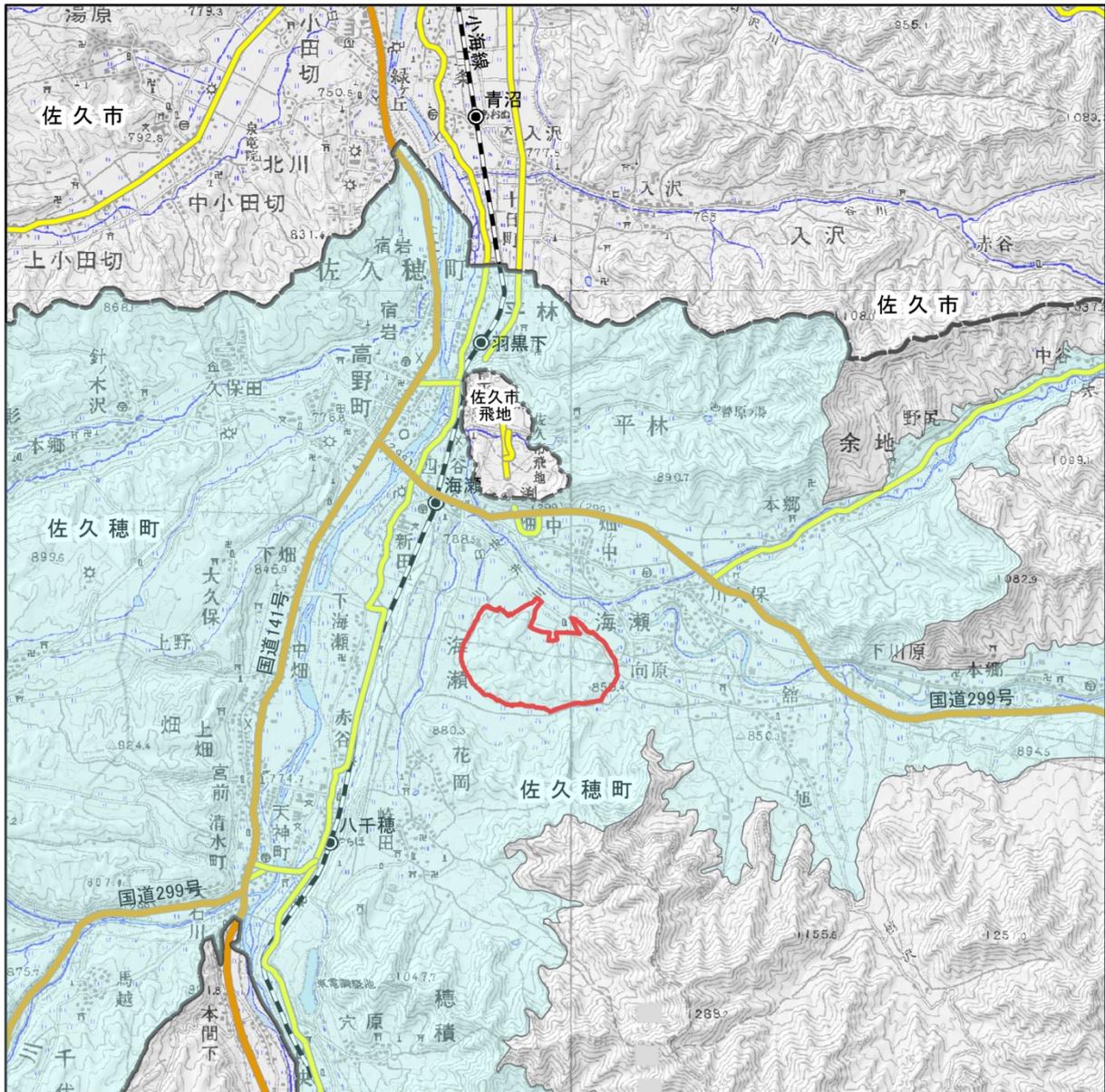
※凡例は次のページに掲載した。



凡 例			
農 地	田	乾 田	
		半 湿 田	
		湿 田	
	畑	普 通 畑	
		果 樹 園	
		桑 園	
草 地	採 草 地		
	放 牧 地		
	採草放牧兼用地		
林 地	人工林	針 葉 樹	
		広 葉 樹	
	天然林	針 葉 樹	
		広 葉 樹	
		混 交 林	
	竹 林		
	未 立 木 林		
	除 地		
宅 地	市街地・飛行場・その他		
付 加 記 号	国 有 林		
	公 有 林		
	保 安 林		
	国立公園	特別地域	
		普通地域	
	国定公園	特別地域	
		普通地域	
	県 立 公 園		

図 2-2-3(2) 土地利用の状況 (凡例)

出典：「土地分類図 (土地利用可能性分級図-土地利用現況図) 長野県」 (昭和 49 年 経済企画庁)



凡 例

対象事業実施区域

都市計画区域

図 2-2-4

都市計画区域の指定状況

出典：佐久穂町ウェブサイト
(平成 28 年 8 月確認)



0 0.5 1 1.5 2km

1:50,000

2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

1. 学校及び保育所

対象事業実施区域及びその周辺における保育園、幼稚園及び小学校等の分布状況を表 2-2-12 及び図 2-2-5 に示す。

佐久穂町域には、保育園、小中学校が合計 5 施設存在する。

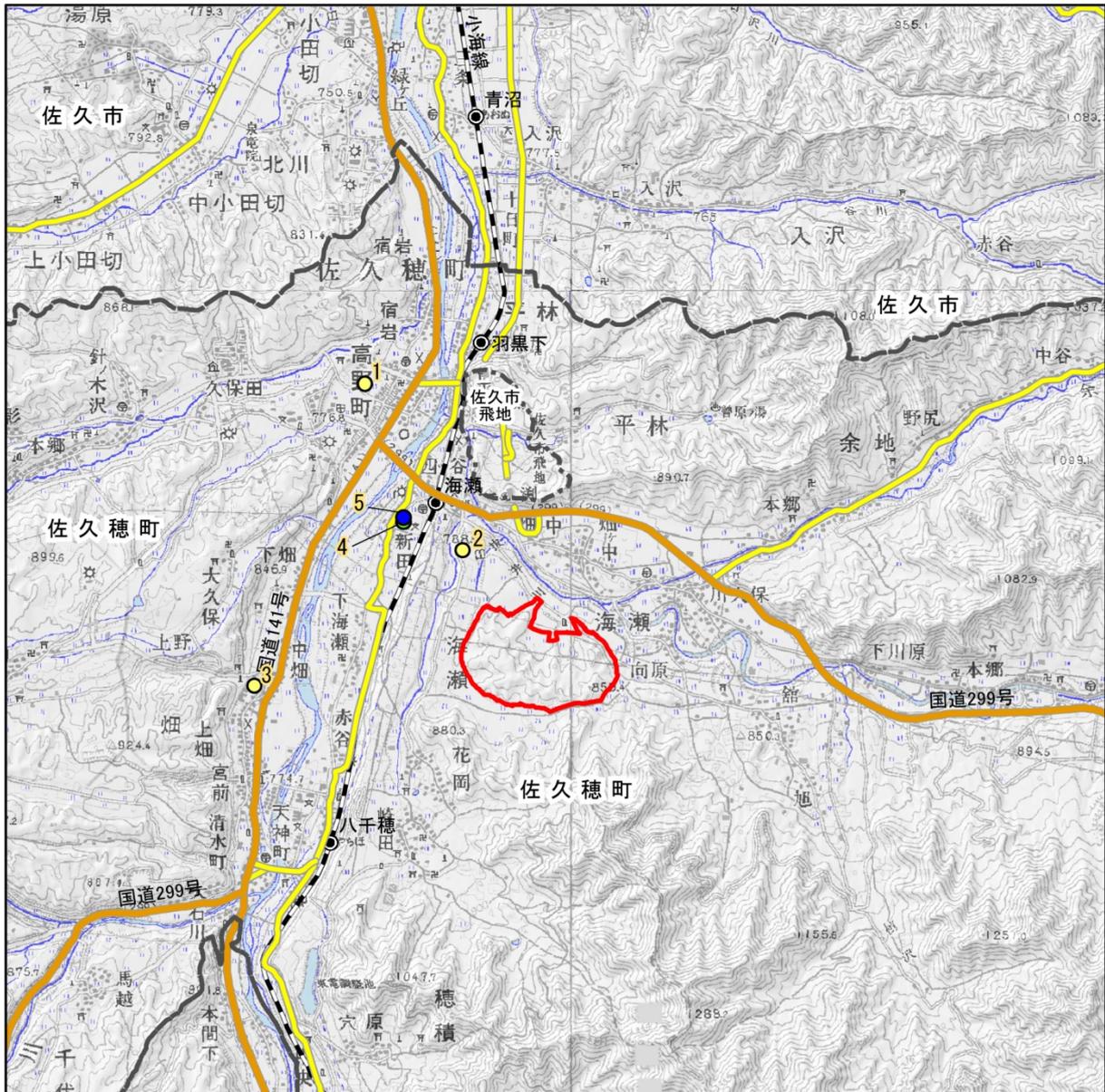
表 2-2-12 対象事業実施区域周辺の保育園、幼稚園及び小中学校

区分	No	名称
保育園	1	海瀬保育園
	2	栄保育園
	3	八千穂保育園
小学校	4	佐久穂小学校
中学校	5	佐久穂中学校

注) 表中の番号は図 2-2-5 に対応している。

出典：平成 27 年版佐久穂町統計書／

長野県ウェブサイト「長野県統合型地理情報システム」(平成 28 年 8 月確認)



凡 例

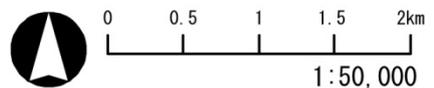
対象事業実施区域

- 保育園
- 小学校
- 中学校

図 2-2-5

保育園、小中学校の分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」
(平成 28 年 8 月確認)



2. 病院、診療所等

対象事業実施区域及びその周辺における病院、診療所の分布状況を表 2-2-13 及び図 2-2-6 に、社会福祉施設及び図書館の分布状況を表 2-2-14 及び図 2-2-7 に示す。

対象事業実施区域の周辺には、病院及び診療所が 8 施設、社会福祉施設が 5 施設、図書館が 1 施設存在する。

表 2-2-13 対象実施区域周辺の病院及び診療所

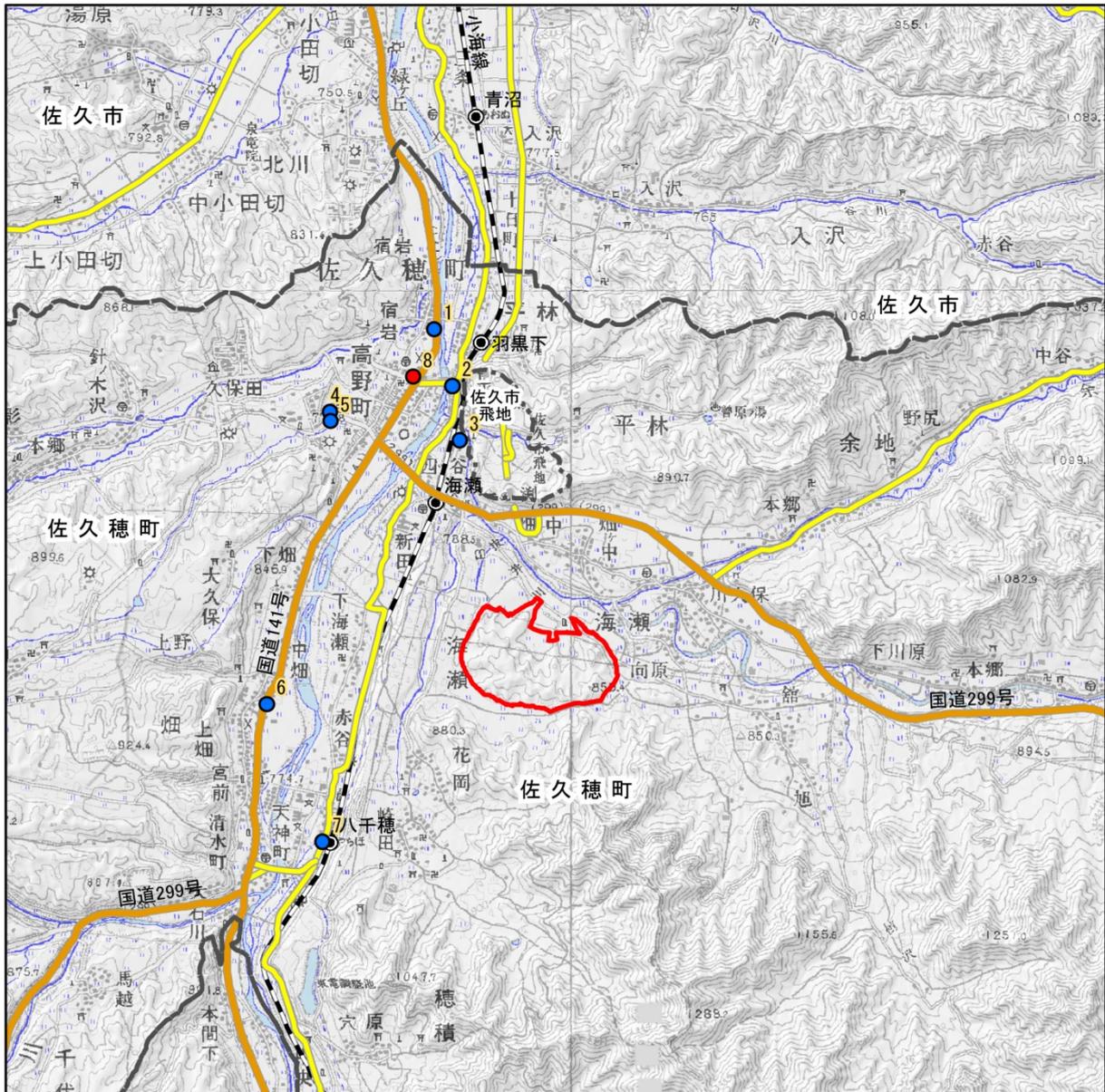
No	種別	名称
1	病院	木次歯科医院
2		新海歯科医院
3		高見沢医院
4		佐久穂町立千曲病院
5		小須田歯科医院
6		八千穂クリニック
7		八千穂青森歯科医院
8	診療所	たなべ診療所

注) 表中の番号は図 2-2-6 に対応している。

表 2-2-14 対象実施区域周辺の社会福祉施設及び図書館

No	種別	名称
1	社会福祉施設	地域活動支援センターほほえみ
2		千曲園
3		佐久穂町隣保館
4		地域活動支援センターしらかば
5		生涯学習館 花の郷・茂来館
6	図書館	佐久穂町図書館

注) 表中の番号は図 2-2-7 に対応している。



凡 例

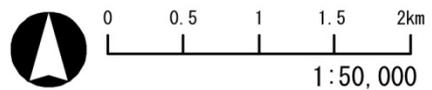
対象事業実施区域

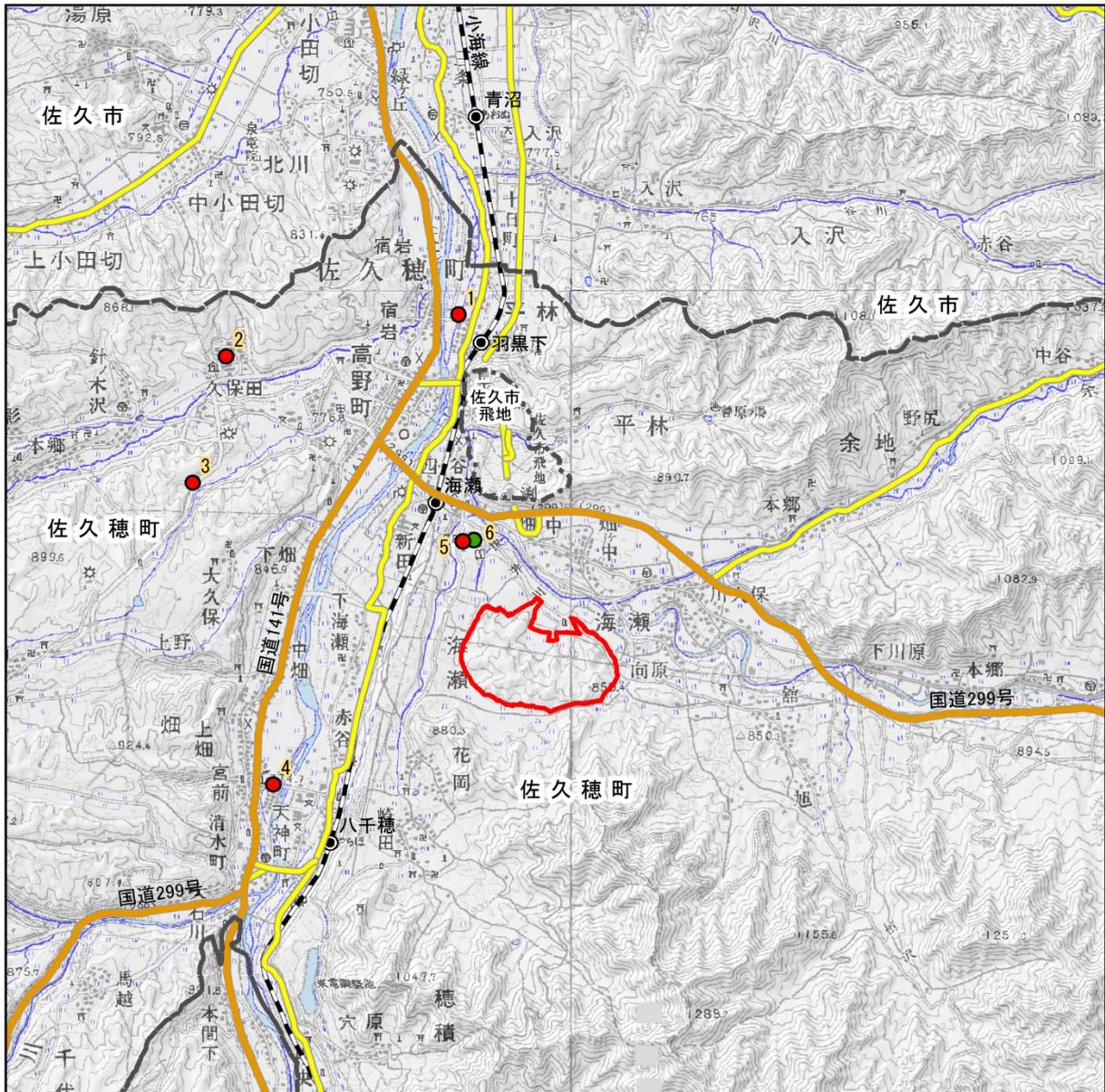
- 病院
- 診療所

図 2-2-6

病院及び診療所の分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」
(平成 28 年 8 月確認)





凡 例

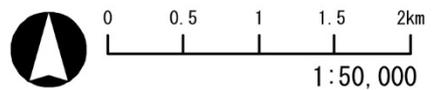
対象事業実施区域

● 社会福祉施設

● 図書館

図 2-2-7
社会福祉施設及び図書館分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」
(平成 28 年 8 月確認)



2-5 水域の利用状況

1. 河川、湖沼及び地下水の利用状況

① 水道水源としての利用状況

佐久穂町の給水人口及び普及率を表 2-2-15 に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表 2-2-16 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺の水源の状況を表 2-2-17 及び図 2-2-8 に示す。

佐久穂町における上水道の普及率は 98.6%である。

表 2-2-15 上水道普及率（平成 27 年 3 月 31 日現在）

行政 区域 人口	総 数		上水道		簡易水道		専用水道		普及率 (%)
	施設 数	現在給水 人口	施設 数	現在給水 人口	施設 数	現在給水 人口	施設 数	現在給水 人口	
11,355	10	11,200	1	4,684	8	6,479	1	37	98.6%

出典：平成 26 年度長野県の水道

表 2-2-16 利水状況—上水道（平成 27 年 3 月 31 日現在）

単位 千m³

事業体名	地表水			地下水				浄水 受水	合計
	ダム	池沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水		
佐久水道企業団	0	0	0	0	1,805	3,869	6,565	2,771	15,010
宿岩簡易水道	0	0	0	0	0	95	0	0	95
八千穂高原簡易水道	0	0	0	0	0	0	51	0	51

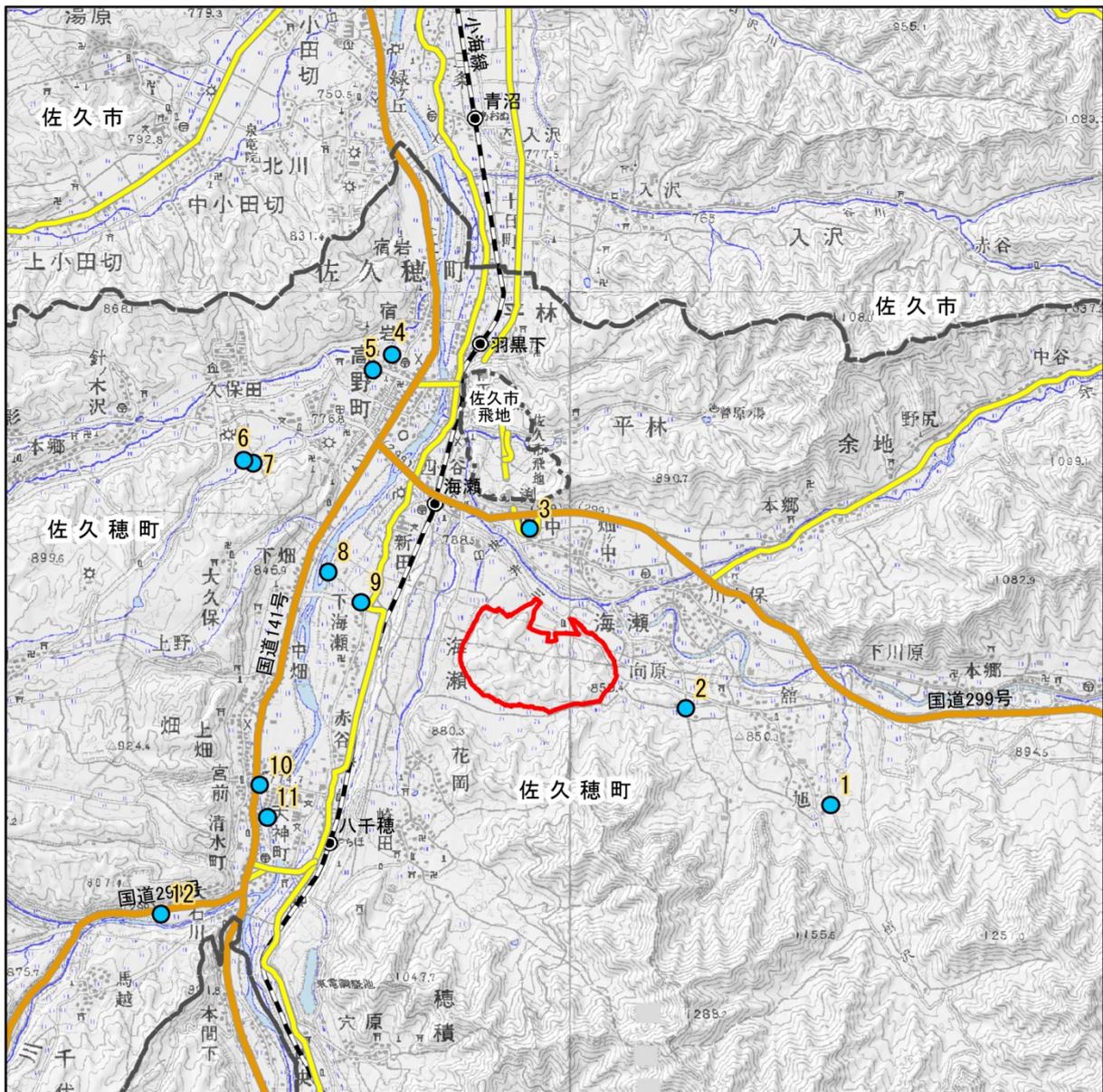
出典：平成 26 年度長野県の水道

表 2-2-17 水源状況

No	水源種類	水源名
1	湧水	館
2	深井戸	向原
3	湧水	第 6
4	湧水	第 2
5	湧水	第 1
6	深井戸	高野町第 2
7	深井戸	高野町第 3
8	浅井戸	下畑
9	深井戸	海瀬第 1~4
10	湧水	宮前第 1
11	深井戸	宮前第 2
12	湧水	千ヶ日向

注) 表中の番号は図 2-2-8 に対応している。

出典：長野県ウェブサイト「長野県、総合型地理情報システム」（平成 28 年 8 月確認）

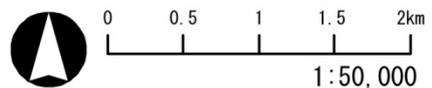


凡 例

- 対象事業実施区域
- 水源地

図 2-2-8
水源地の分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」
(平成 28 年 8 月確認)



② 地下水の利用状況

佐久穂町では、地下水が町民生活に欠くことのできない町民共有の貴重な財産であることから、地下水の適正な利用と保全を目的に、「佐久穂町地下水保全条例」（平成 24 年 9 月 25 日条例第 18 号）を制定している。この条例では、新たに地下水を採取使用とする場合には、あらかじめ町長へ申請し、許可を受けることを義務づけている。また、1 日当たり 100m³ 以上の地下水を採取しようとする場合には、許可申請前の協議を義務づけている。

2. 漁業としての利用状況

対象事業実施区域及びその周辺を流れる千曲川及びその支流には、第 5 種共同漁業権が設定されている。千曲川本川の下畑橋上流に位置する高野町用水堰堤を境に、上流（南側）は南佐久南部漁業協同組合、下流（北側）は佐久漁業協同組合がそれぞれ漁業権の管理を行っている。なお、対象事業実施区域近傍を流れる抜井川は、佐久漁業協同組合の管内である。

漁業権魚種は、あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、わかさぎ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきますの 12 種類である。

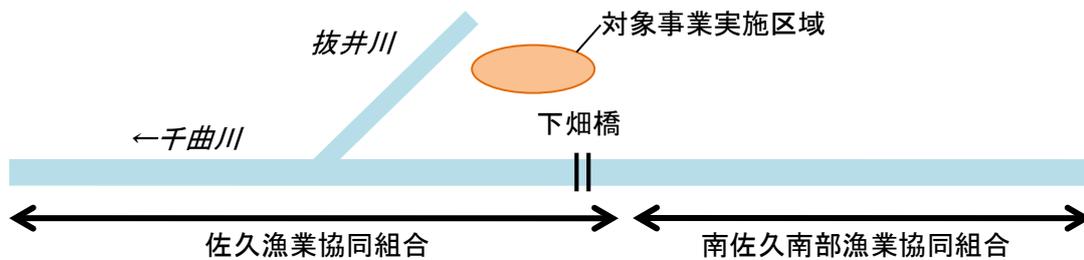


図 2-2-9 漁業権設定区間模式図

2-6 環境整備の状況

1. 下水道の普及状況

① 下水道普及率

佐久穂町における下水道等の普及状況を表 2-2-18 に示す。平成 26 年度末時点の普及率は 96.7% である。

表 2-2-18 汚水処理人口普及率（平成 26 年度末）

行政人口 (千人)	普及率 (%)			
	下水道	農業集落 排水	浄化槽	合計
11.9	82.0	10.8	3.9	96.7

出典：長野県ウェブサイト「NAGANO『生活排水データ集』2015」

② し尿処理

佐久穂町における水洗化状況を表 2-2-19 に、し尿処理の状況を表 2-2-20 に示す。水洗化率は 80.3% である。

表 2-2-19 水洗化状況

計画処理区域内人口 (人)	非水洗化人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
11,997	2,359	9,638	80.3

出典：環境省ウェブサイト「廃棄物処理技術情報」（平成 26 年度調査結果）

表 2-2-20 し尿処理状況

単位 kL/年

し尿	浄化槽汚泥	合計
1,857	856	2,713

出典：環境省ウェブサイト「廃棄物処理技術情報」（平成 26 年度調査結果）

2. 廃棄物の処理状況

佐久穂町におけるごみ処理の状況を表 2-2-21 に示す。

佐久穂町では、平成 19 年度に清掃センター焼却炉を廃止したため、可燃ごみの焼却・最終処分を民間委託している。古紙、ペットボトル、空き缶、布類、その他プラスチックは清掃センターで中間処理の後、処理を民間委託している。

表 2-2-21 ごみ処理状況

単位 t

焼却 施設	粗大ご み処理 施設	ごみ堆 肥化施 設	ごみ燃 料化施 設	その他 の資源 化等 を行う 施設	その他 の施設	直接資 源化率	直接 埋立	合計
1,695	22	0	0	695	74	0	0	2,486

出典：環境省ウェブサイト「廃棄物処理技術情報」（平成 26 年度調査結果）

2-7 環境の保全を目的とした関係法令による指定、規制等の状況

1. 大気質

① 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2-2-22 に示す。

表 2-2-22(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1 年間平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
環境基準の評価方法 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く） 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 長期的評価 二酸化窒素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値（1 日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価を行う。 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。 微小粒子状物質 微小粒子状物質の暴露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、暴露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。 長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。	

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」（平成 22 年 3 月 環境省）

表 2-2-22 (2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示4号)

「ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成13年6月12日 環管総182号)

② 大気汚染防止法等

大気汚染防止法では、工場事業場に設置されるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設等に対して、排出基準または規制区域等が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設における排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出基準が定められている。大気汚染に係る規制基準を表 2-2-23 に示す。

表 2-2-23 大気汚染防止法等に基づく排出基準

物質	規制方式	規制値
硫黄酸化物	規制基準(量規制、地域ごとのK値規制方式)	佐久穂町 K=17.5
ばいじん	排出基準(濃度規制、物質種類、施設種類ごと)	0.04~0.30g/Nm ³
カドミウム及びその化合物	同上	1.0mg/Nm ³
塩素及び塩化水素	同上	塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 700mg/Nm ³
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	同上	1.0~20mg/Nm ³
鉛及びその化合物	同上	10~30mg/Nm ³
窒素酸化物	同上	60~800cm ³ /Nm ³ (新規 S62.4.1~) (ディーゼル機関除く)
ダイオキシン類	同上	0.1~5ng-TEQ/Nm ³
特定粉じん(石綿)	規制基準(濃度規制)	10本/L

出典：「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号)

2. 騒音

① 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2-2-24 に、道路に面する地域に係る環境基準を表 2-2-25 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を表 2-2-26 に示す。

対象事業実施区域を含む佐久穂町では、騒音に係る環境基準の地域の類型が設定されていないため、騒音に係る環境基準は適用されないが、周辺の一般国道 299 号(敷地境界から 15m)等に幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準が適用される。

表 2-2-24 騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間帯の区分	
	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～翌日の午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1)AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注2)Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3)Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4)Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2-25 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注)車線とは一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2-26 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

注1)「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)をいう。

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示64号)

② 騒音規制法

ア 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表2-2-27に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

なお、特定施設とは、騒音規制法第2条1項における工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、政令で定めるものをいい、特定工場とは特定の施設を有する工場、事業場をいう。

対象事業では、木材のチップ化等において、騒音規制法の特定工場等の適応を受ける可能性があるが、対象事業実施区域は、用途地域の区分がないため、騒音規制地域等の指定はない。

表 2-2-27 特定工場等に関する騒音の区域の区分

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (区分 8:00～18:00)	朝 (6:00～8:00) 夕 (18:00～21:00)	夜間 (21:00～翌 6:00)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考
 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
 2 第 2 種区域、第 3 種区域または第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該基準は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

イ 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2-2-28 に示す。

なお、要請限度とは、道路交通騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。

対象事業実施区域には騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度の指定はないが、周辺の一般国道 299 号沿い等に幹線交通を担う道路に近接する地域（敷地境界から 15m）、幹線交通を担う道路に近接する空間（敷地境界から 15m 以遠）の要請限度が適用される。

表 2-2-28 騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注 1) 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

ウ 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る騒音の規制基準を表 2-2-29 に示す。

なお、対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用する予定であるため騒音規制法に係る特定建設作業に該当するが、特定建設作業に関する騒音の区域の区分である第 1 号区域～第 2 号区域に該当しない。

表 2-2-29 特定建設作業に関する騒音の規制基準

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
特定建設作業の種類	1～8 ^{注3)}	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
規制基準	基準値：85dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—
作業時間帯	第 1 号区域 ^{注4)} ：午後 7 時～翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域 ^{注4)} ：午後 10 時～翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当たりの作業時間 ^{注2)}	第 1 号区域 ^{注4)} ：1 日 10 時間 [*] を超えないこと 第 2 号区域 ^{注4)} ：1 日 14 時間 [*] を超えないこと	A B
作業期間	連続 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

注 1) 適用除外は以下に示すとおりである。

- A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合
- B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合
- C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合
- D：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に作業を必要とする場合
- E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

注 2) 基準値を超えている場合、1 日の作業時間を^{*}の時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注 3) 特定建設作業の種類

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業
4	空気圧縮機を使用する作業
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業
7	トラクターショベルを使用する作業
8	ブルドーザーを使用する作業

注 4) 第 1 号区域：法第 3 条第一項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）第 4 条第 2 項に規定する市の長が指定した区域が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内であること。

第 2 号区域：法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 17 日厚生省建設省告示第 1 号）及び同基準の一部を改正する件（平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 53 号）、騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

3. 振動

① 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2-2-30 に示す。

なお、特定施設とは、振動規制法第 2 条第 1 項における工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいい、特定工場とは特定施設を有する工場、事業場をいう。

対象事業は振動規制法に基づく特定工場等には該当しない。

表 2-2-30 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前 7 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日の午前 7 時まで）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況に掲げる区域をいう。

2 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、上欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号）

② 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2-2-31 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域指定がなされていないことから、区域の区分に指定されていない。

表 2-2-31 道路交通振動の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前 7 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日の午前 7 時まで）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

出典）振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

③ 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表 2-2-32 に示す。

なお、対象事業に伴う建設工事計画においては明確にはなっていないものの、調整池の掘削等においてブレーカー等の振動規制法に係る特定建設作業を実施する可能性があるが、対象事業実施区域は用途地域指定がなされていないことから、第 1 号区域～第 2 号区域に該当しない。

表 2-2-32 特定建設作業に係る振動の規制基準

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
特定建設作業の種類	1～4 ^{注3)}	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—
作業時間帯	第1号区域 ^{注4)} ：午後7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域 ^{注4)} ：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当たりの作業時間 ^{注2)}	第1号区域 ^{注4)} ：1日10時間*を超えないこと 第2号区域 ^{注4)} ：1日14時間*を超えないこと	A B
作業期間	連続6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

注1)適用除外は以下に示すとおりである。

- A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合
- B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合
- C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合
- D：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に作業を必要とする場合
- E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

注2)基準値を超えている場合、1日の作業時間を上表の*で定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注3)特定建設作業の種類

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業
4	ブレーカーを使用する作業

注4)第1号区域：法第3条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
- ニ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

第2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）、振動規制法施行令（昭和51年10月22日政令第280号）

4. 悪臭

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準を表 2-2-33 に示す。

対象事業実施区域は、悪臭規制地域に指定されていない。

表 2-2-33(1) 敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質等の名称	単位	敷地境界の規制基準		敷地境界	排水水
		第 1 地域	第 2 地域		
アンモニア	ppm	2	5	○	
メチルメルカプタン		0.004	0.01	○	○
硫化水素		0.06	0.2	○	○
硫化メチル		0.05	0.2	○	○
トリメチルアミン		0.02	0.07	○	
二硫化メチル		0.03	0.1	○	○
アセトアルデヒド		0.1	0.5	○	
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	○	
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02	○	
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006	○	
イソブタノール		0.9	4	○	
酢酸エチル		3	7	○	
メチルイソブチルケトン		1	3	○	
トルエン		10	30	○	
キシレン		1	2	○	
スチレン		0.8	2	○	
プロピオン酸		0.07	0.2	○	
ノルマル酪酸		0.002	0.006	○	
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○		
イソ吉草酸	0.004	0.01	○		

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）

「規制地域の指定状況」（昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号）

表 2-2-33(2) 排出口からの排水水中における規制基準

特定悪臭物質の 名称	規制区域の 区分	排水水の流量区分 (m ³ /秒)		
		0.001 以下の場合	0.001 を超え、 0.1 以下の場合	0.1 を 超える場合
メチルメルカプタン (mg/L)	第 1 種地域	0.06	0.01	0.003
	第 2 種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素 (mg/L)	第 1 種地域	0.3	0.07	0.02
	第 2 種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル (mg/L)	第 1 種地域	2	0.3	0.07
	第 2 種地域	6	1	0.3
二硫化メチル (mg/L)	第 1 種地域	2	4	0.09
	第 2 種地域	6	1	0.3

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）、「規制地域の指定状況」（昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号）

5. 水質

① 河川及び湖沼

ア 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表 2-2-34 に示す。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 2-2-35、湖沼の環境基準を表 2-2-36 に示す。

対象事業実施区域は千曲川水系に位置しており、区域内の河川には類型区分の指定はないが、対象事業実施区域周辺の西側を流れる千曲川が A 類型に指定されている。

表 2-2-34 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 ^{注1)}	項目	基準値 ^{注1)}
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと ^{注2)}	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{注2)}	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと ^{注2)}	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロ エチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロ エタン	1 mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境省告示第59号）「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表 2-2-35(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られな いこ と。	2mg/L 以上	-	

備考1 基準値は日間平均とする。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 2-2-35(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 2-2-36(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア COD 等

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.5以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-	

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 2-2-36(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ 全窒素、全磷

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当地域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 B	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

イ 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

水質汚濁防止法に基づく排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表 2-2-37 及び表 2-2-38 に示す。

また、長野県公害の防止に関する条例に基づく上乗せ排水基準の一例を表 2-2-39 に示す。

なお、対象事業は、水質汚濁防止法及び長野県公害防止に関する条例に基づく特定施設を設置する計画はない。

表 2-2-37 排水基準（有害物質に関する項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 230mg/L（海域に排出されるもの）
ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 15mg/L（海域に排出されるもの）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

備考)

- 「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注) 本表による適用に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表1(省略)に掲げる暫定排水基準の適用を受けるものとする。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 2-2-38 排水基準（生活環境に係る項目）

項目	許容限度
pH	5.8 以上 8.6 以上
BOD	160(日間平均 120)mg/L
COD	160(日間平均 120)mg/L
SS	200(日間平均 150)mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L
燐含有量	16(日間平均 8)mg/L

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表の排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注) 本表による適用に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表第 3 (省略) に掲げる暫定排水基準の適用を受けるものとする。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 2-2-39(1) 上乘せ排水基準（有害物質に関する項目）

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第 2 条第 2 項 に規定する特定施設を有する 工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.003mg/L

注) 特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

- カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
- 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

表 2-2-39(2) 上乗せ排水基準（生活環境に関する項目 pH、銅、亜鉛、クロム）
（畜産農業、無機顔料、その他の無機化学工業、医薬品、農薬、皮革、ガラス製品、窯業原料、
鉄鋼、非鉄金属、金属製品機械機器、酸・アルカリ表面処理、電気めっき）

業種別	排水量区分（日平均）						
	項目及び許容限度	50m ³ /日未満のもの			500m ³ /日以上のもの		
		pH	銅 (mg/L)	亜鉛 (mg/L)	クロム (mg/L)	銅 (mg/L)	亜鉛 (mg/L)
畜産農業 (1) 豚房施設 （豚房の総面積が 250m ² 以上のものに限る） (2) 牛房施設 （牛房の総面積が 500m ² 以上のものに限る）	5.8 ～8.6	—	—	—	—	—	—
無機顔料、その他の無 機化学工業、医薬品、農 薬、皮革、ガラス製品、 窯業原料、鉄鋼、非鉄金 属、金属製品機械機器、 酸・アルカリ表面処理、 電気めっき	5.8 ～8.6	3	5	2	2	注	1

注) 条例対象 12 業種・施設のうち、省令 3 業種（金属鉱業、電気めっき業、下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る）は 3mg/L、3 業種以外は 2mg/L、12 業種・施設以外で省令 3 業種は 5mg/L、3 業種以外は 2mg/L。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

表 2-2-39(3) 上乗せ排水基準（生活環境に関する項目 BOD（COD）、SS 等）

業種別	排水量	項目及び許容限度				
		BOD (COD) (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌群数 (個/cm ³)
		最 大	日間平均	最 大	日間平均	
下記以外の業種 ^注	10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60	—
	50m ³ 以上	30	20	50	30	—
寒天製造業・清酒製造業	10m ³ 以上	60	40	90	60	—
畜産農業 （豚房の総面積が 250m ² 以上及び牛房の総面積 が 500m ² 以上のもの に限る）	10m ³ 未満	160	120	200	150	3,000
	10m ³ 以上 50m ³ 未満	160	120	85	70	3,000
	500m ³ 以上	30	20	50	30	—

注) 下記以外の業種：施行令別表第 1 に掲げる特定施設を有する工場もしくは事業場。ただし 1 の 2 に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

6. 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る地下水の環境基準を表 2-2-40 に、特定地下水の浸透の制限の基準を表 2-2-41 に示す。

表 2-2-40 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

項目	基準値 ^{注1)}	項目	基準値 ^{注1)}
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと ^{注2)}	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{注2)}	チオペンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと ^{注2)}	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表 2-2-41 特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L
シアン化合物	0.1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.04mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体、トランス体ともに0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸化合物にあつては硝酸性窒素 0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L

出典) 「水質汚濁防止法第12条の3に基づく特定地下浸透水の浸透の制限」(平成元年8月21日環境庁告示第39号)

7. 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表 2-2-42 に示す。

表 2-2-42 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	
	検液中濃度	農地における基準
カドミウム	0.01mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと	—
有機燐	検出されないこと	—
鉛	0.01mg/L 以下	—
六価クロム	0.05mg/L 以下	—
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度（田に限る）15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下	—
アルキル水銀	検出されないこと	—
P C B	検出されないこと	—
銅	—	土壌中濃度（田に限る）125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
チオペンカルブ	0.02mg/L 以下	—
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
セレン	0.01mg/L 以下	—
ふっ素	0.8mg/L 以下	—
ほう素	1mg/L 以下	—
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	—

備考

1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg/L、0.01mg/L、0.05mg/L、0.01mg/L、0.0005mg/L、0.01mg/L、0.8mg/L 及び 1mg/L を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg/L、0.03mg/L、0.15mg/L、0.03mg/L、0.0015mg/L、0.03mg/L、2.4mg/L 及び 3mg/L とする。

2 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

3 ダイオキシン類（土壌）にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

8. 自然保護等

① 環境関連法規制状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境関連法令による指定、規制の状況を表 2-2-43 に示す。

表 2-2-43 関係法令による指定規制の状況

法令等	内容	対象事業実施区域 及びその周辺*	うち対象事業 実施区域
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
自然環境保全条例	郷土環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
自然公園法	国立国定公園	×	×
	県立自然公園	×	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	×
	特別保護地区	×	×
都市計画法	風致地区	×	×
都市緑地保全法	緑地保全地区	×	×
森林法	地域森林計画 対象森林	民有林 保安林	×
			○
国有林野法	地域森林計画対象森林		○
	地域森林計画対象外の森林		×
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域		○
砂防法	砂防指定地		○
地すべり等防止法	地すべり防止区域		×
	ぼた山崩壊防止区域		×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		○
土砂災害防止法により長野県が指定	土砂災害特別警戒区域 (土石流)		○
	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		○
	土砂災害特別警戒区域 (地すべり)		×
	土砂災害警戒区域 (土石流)		○
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		○
	土砂災害警戒区域 (地すべり)		×
長野県水環境保全条例	水道水源保全地区		×
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	水資源保全地域		×
景観法及び景観条例	景観育成特定地区		×
	景観計画地区 (一般地域)		○

注 1) 有：○ 無：×

注 2) *：対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域を含む佐久穂町のうち、図 1-6-1 (p4 参照) に示す範囲。

② 自然公園

対象事業実施区域及びその周辺に自然公園の指定はない。

③ 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周辺に鳥獣保護区の指定はない。

④ 風致地区

対象事業実施区域及びその周辺に風致地区の指定はない。

⑤ 保安林

対象事業実施区域及びその周辺における保安林の指定状況を図 2-2-10 に示す。対象事業実施区域には保安林の指定はない。

⑥ 農業振興地域内農用地区域

対象事業実施区域及びその周辺における農業振興地域内農用地区域の位置図を図 2-2-11 に示す。対象事業実施区域の一部、及び周辺地域に農業振興地域内農用地区域が存在する。

⑦ 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周辺における砂防指定地の指定状況を図 2-2-12 に示す。周辺地域には砂防指定地が 12 箇所存在するが、対象事業実施区域には砂防指定地は存在しない。

⑧ 急傾斜地崩壊危険区域

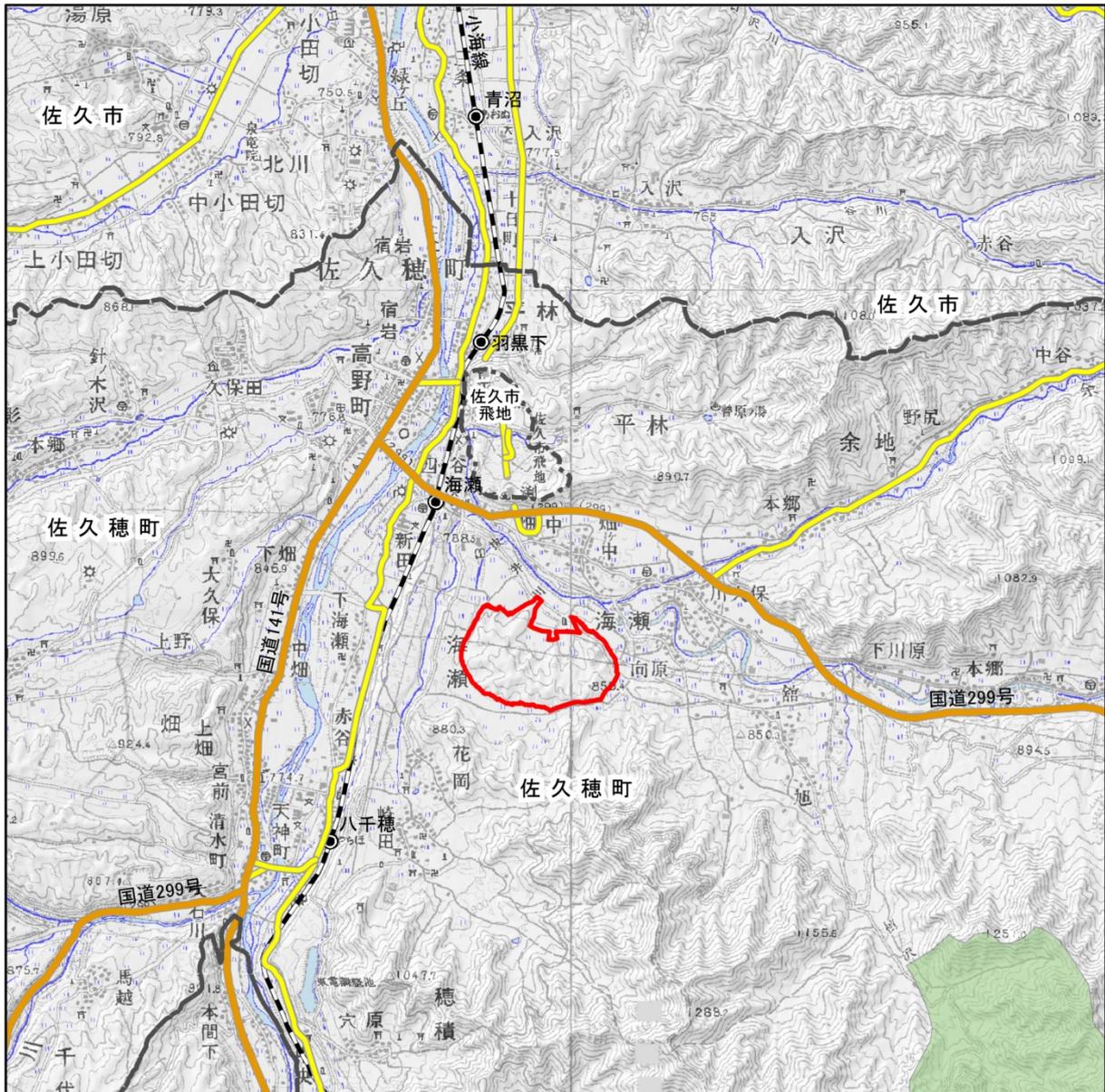
対象事業実施及びその周辺における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 2-2-12 に示す。周辺地域では対象事業実施区域東側の抜井川に面した河岸段丘の一部が急傾斜崩壊危険区域に指定されているが、対象事業実施区域には急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

⑨ 土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害警戒区域の指定状況を図 2-2-12 に示す。対象事業実施区域の周辺は、土石流に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されているが、対象事業実施区域は指定されていない。

⑩ 景観計画地区（一般地域）

対象事業実施区域が含まれる佐久穂町は、長野県景観計画における景観計画地区（一般地域）に指定されており、工作物の新築、土地の形質の変更等を行う際には長野県への届け出が必要である。



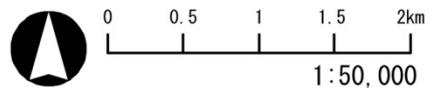
凡例

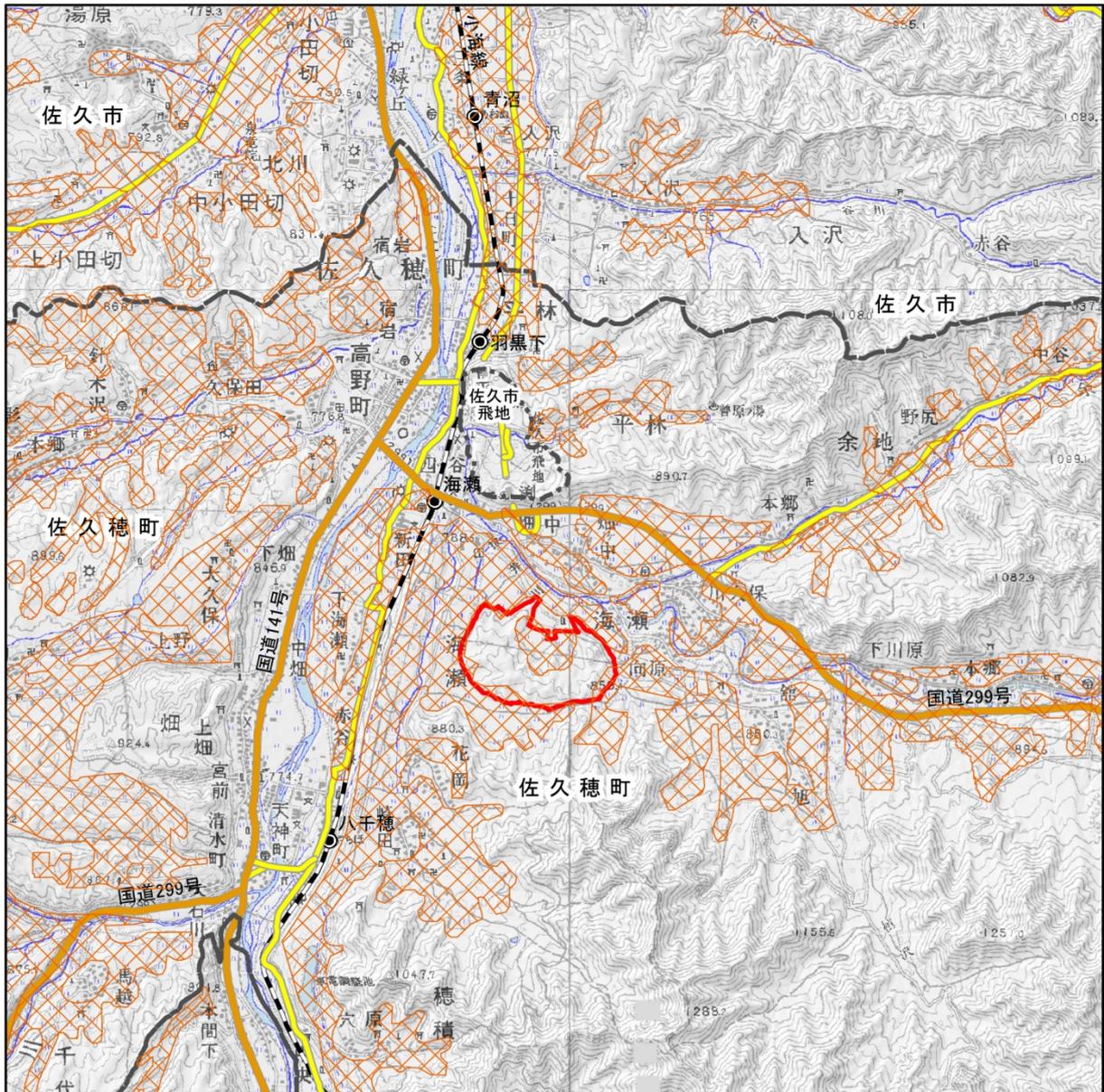
 対象事業実施区域

 保安林

図 2-2-10
保安林位置図

出典：国土交通省ウェブサイト
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム
(LUCKY)」
(平成 28 年 8 月確認)





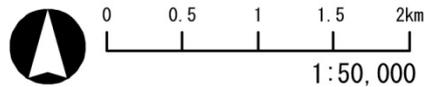
凡 例

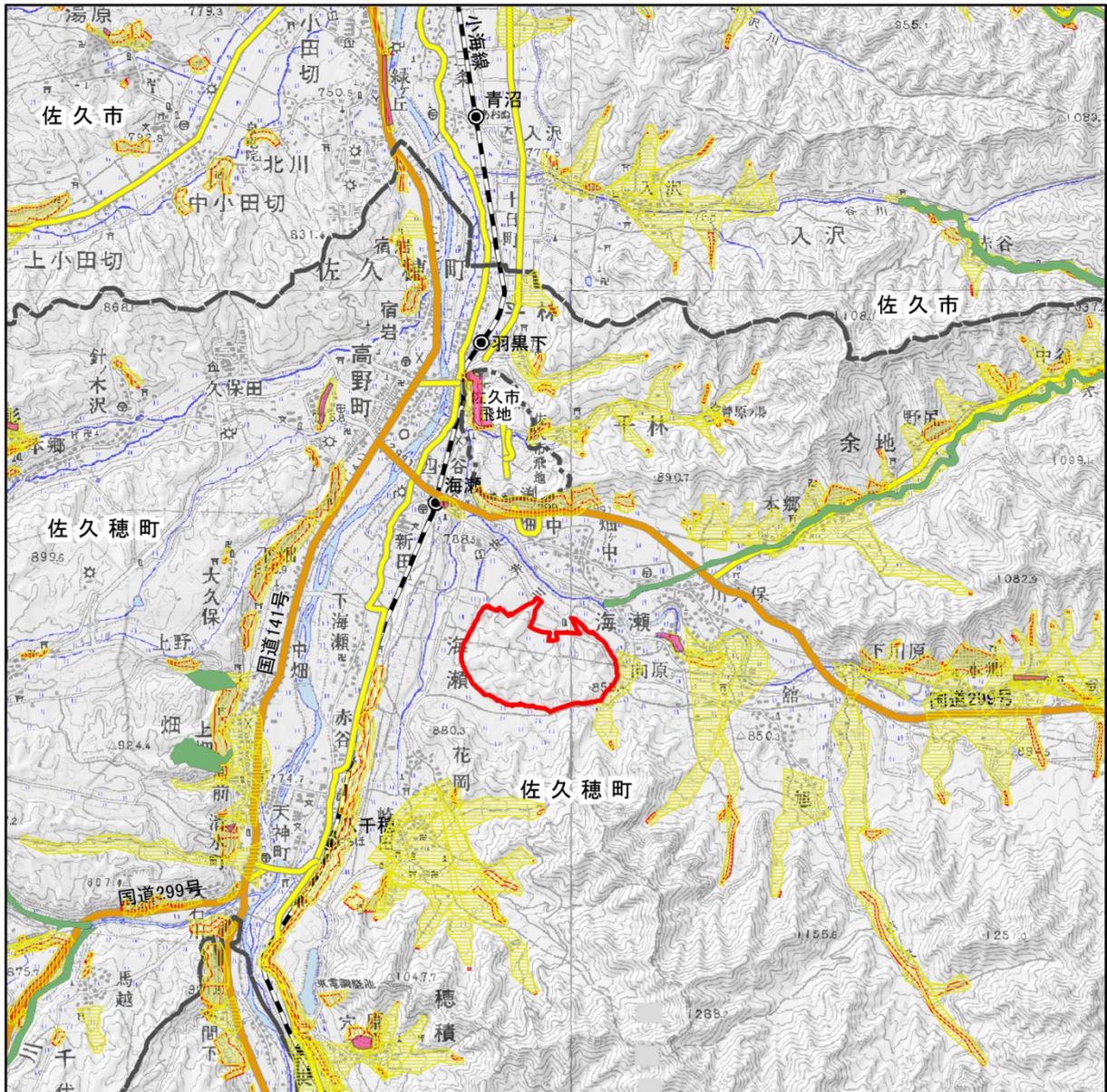
 対象事業実施区域

 農業振興地域内農用地区域

図 2-2-11
農業振興地域内農用地区域位置図

出典：国土交通省ウェブサイト
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム
(LUCKY)」
(平成 28 年 8 月確認)



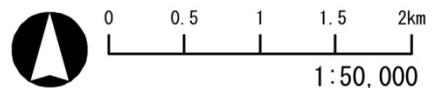


凡 例

- 対象事業実施区域
- 砂防指定地区
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域 (Y 土石流)
- 土砂災害警戒区域 (Y 急斜面)
- 土砂災害特別警戒区域 (R 土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (R 急斜面)

図 2-2-12
砂防法、急傾斜地法、急傾斜地土砂災害
防止法に基づく指定状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」
(平成 28 年 8 月確認)



9. 景観

長野県は、心地良い暮らしを実現し、美しく豊かな信州の景観が時代へ引き継がれることを願い、景観法に基づく「長野県景観育成計画」（平成 18 年 4 月 1 日発効、長野県）を策定している。この計画は、県下全域を対象（景観行政団体を除く）とし、一定規模以上の建築物・工作物等の新築・新設や開発行為等を行う場合に、県への届出を必要としている。なお、佐久市は景観行政団体となっており、「佐久市景観条例」（平成 21 年 3 月 8 日条例第 10 号）に基づく「佐久市景観計画」を策定している。

また、景観育成を重点的に進める地域を「景観育成重点地域」に、特に積極的に進める地区を「景観育成特定地区」としている。対象事業実施区域及びその周辺のうち佐久穂町の領域は、重点地域及び特定地区のいずれにも含まれていない。

10. 廃棄物等

長野県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条で定める「廃棄物」の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正利用の確保を目的に、「長野県廃棄物処理計画（第 4 期）」（平成 28 年 4 月、長野県）を策定している。

長野県は「長野県建設リサイクル推進指針」（平成 14 年 5 月、長野県）を定め、表 2-2-44 に示すとおり、多くの区分で国の基本方針より高いリサイクル目標値を設定し、建設系廃棄物の有効利用と適正処理に取り組んでいる。

表 2-2-44 長野県における建設系廃棄物の再資源化目標値

区分	長野県	国
	平成 22 年目標値	平成 22 年目標値
アスファルトコンクリート塊	100%	98%
コンクリート塊	100%	98%
建設発生木材	95%	95%
建設汚泥	60%	80%
建設発生土	100%	—

11. 温室効果ガス等

長野県は、より実効性の高い地球温暖化対策を展開するため、「長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」を平成 25 年 2 月に策定し、取り組みを進めている。

この計画では、県内の温室効果ガスの総排出量の削減目標として、1990（平成 2）年度比で 2020（平成 32）年度までに 10%、2030（平成 42）年度までに 30%削減し、長期的には 2050（平成 62）年度までに 80%削減することを掲げている。

2-8 地域の環境に係る方針等の状況

1. 環境保全に係る計画等

① 佐久穂町

ア 佐久穂町環境保全条例

佐久穂町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「佐久穂町環境保全条例」（平成 17 年 3 月 20 日、条例第 108 号）を制定している。この条例では、町の環境の保全についての基本理念を定めるとともに、町・事業者・町民の責務を明らかにし、自然環境並びに生活環境の保全のために守るべき事項等を定めている。

佐久穂町環境保全条例における基本理念を下に示す。

佐久穂町環境保全条例

(基本理念)

第2条 環境の保全は、人間が健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることや、環境が人間の活動による環境への負荷により損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来にわたり人間が健康で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が良好に維持されるよう努めなければならない。

イ 佐久穂町環境保全基準

佐久穂町は、前項の「佐久穂町環境保全条例」第7条第1項に基づき、町内の自然環境及び生活環境を保全するための基準として「佐久穂町環境保全基準」(平成17年3月20日、告示第44号)を定めている。この基準では、開発行為を行おうとする場合において守るべき基準を定めている。特に、関係住民に対して事前に説明会等を開催して説明すること、意見が寄せられた場合には、その意見等に対する協議等を行い、結果について記した文書「協議経過書」を町に対して提出することを定めている。

② 佐久市

ア 佐久市環境基本計画

佐久市は、「佐久市環境基本条例」(平成17年4月1日、条例第110号)に基づき、「佐久市環境基本計画」(平成20年3月)を策定している。本計画は、平成17年4月の市町村合併によって新しい佐久市が誕生したことから、新しい市域における地域別の環境配慮方針を策定するとともに、再生可能エネルギーの利活用、リサイクルの推進による循環型社会の構築等の新しい方策を追加し、策定した。

本計画における施策の体系を表2-2-45に示す。

表 2-2-45(1) 佐久市環境基本計画における施策の体系

望ましい環境像	基本施策	個別目標	個別施策
水ときらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち	安全な生活環境の保全	清らかで豊かな水を確保します。	水環境の保全
		澄みわたるさわやかな空気を確保します。	大気環境の保全
		静けさや快適さが保たれた安全かつ健全な生活環境を確保します。	安全な生活環境の確保
		地球環境問題を正しく認識し、地球環境の保全に取り組みます。	地球環境の保全
	良好な自然環境の保全	身近で親しみやすい快適な水辺空間を確保します。	水辺の保全と改善
		農地・森林を保全し、豊かで美しい自然環境を確保します。	農地・森林の保全と活用
		動植物の生態系を保全し、多様な生物が生息できる環境を確保します。	動物・植物の保全
		里山を保全し、自然環境と生活環境の均衡を図ります。	里山の保全と再生
	快適な環境の創造	自然環境と一体となった美しい景観を創出します。	景観の保全と創造
		市民へ潤いと安らぎを与える快適な環境を創出・提供します。	住み良い環境の確保
	循環型社会の構築	地球環境にやさしい新エネルギーの積極的利用を図ります。	新エネルギーの有効利用の推進
		省資源・省エネルギーを進め、資源・エネルギーの有効活用を図ります。	省資源・省エネルギーの推進
		ごみの減量とリサイクルに取り組み、環境への負荷の抑制に努めます。	廃棄物の減量、リサイクルの推進

表 2-2-45(2) 佐久市環境基本計画における施策の体系

望ましい環境像	基本施策	個別目標	個別施策
	協調した環境保全への取り組み	個々の取り組みに加え、市民、事業者、市が協働した環境保全活動を進めます。	環境保全活動の推進
		様々な団体の連携・協力のもとで環境保全活動の輪を広げます。	ネットワーク形成の推進
		環境教育・環境学習により、環境への意識の向上を図ります。	環境教育・環境学習の推進

出典：「佐久市環境基本計画」（平成 20 年 3 月、佐久市）

イ 佐久市環境エネルギー重点プラン

佐久市は、平成 18 年度に「佐久市地域新エネルギービジョン」を策定し、市民、事業者、行政の協働により新エネルギーの普及を進めてきた。また地球温暖化対策として、佐久市が行う事務及び事業活動における温室効果ガスの排出を抑制するための行動計画として、平成 21 年度から平成 24 年度を計画期間とした「佐久市地球温暖化対策実行計画」を策定し、取り組みを進めてきた。これらを踏まえ、佐久市における新エネルギーを含む再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進を主な目的とした「佐久市環境エネルギー重点プラン」を平成 26 年 2 月に策定した。

「佐久市環境エネルギー重点プラン」の位置づけを図 2-2-12 に示す。

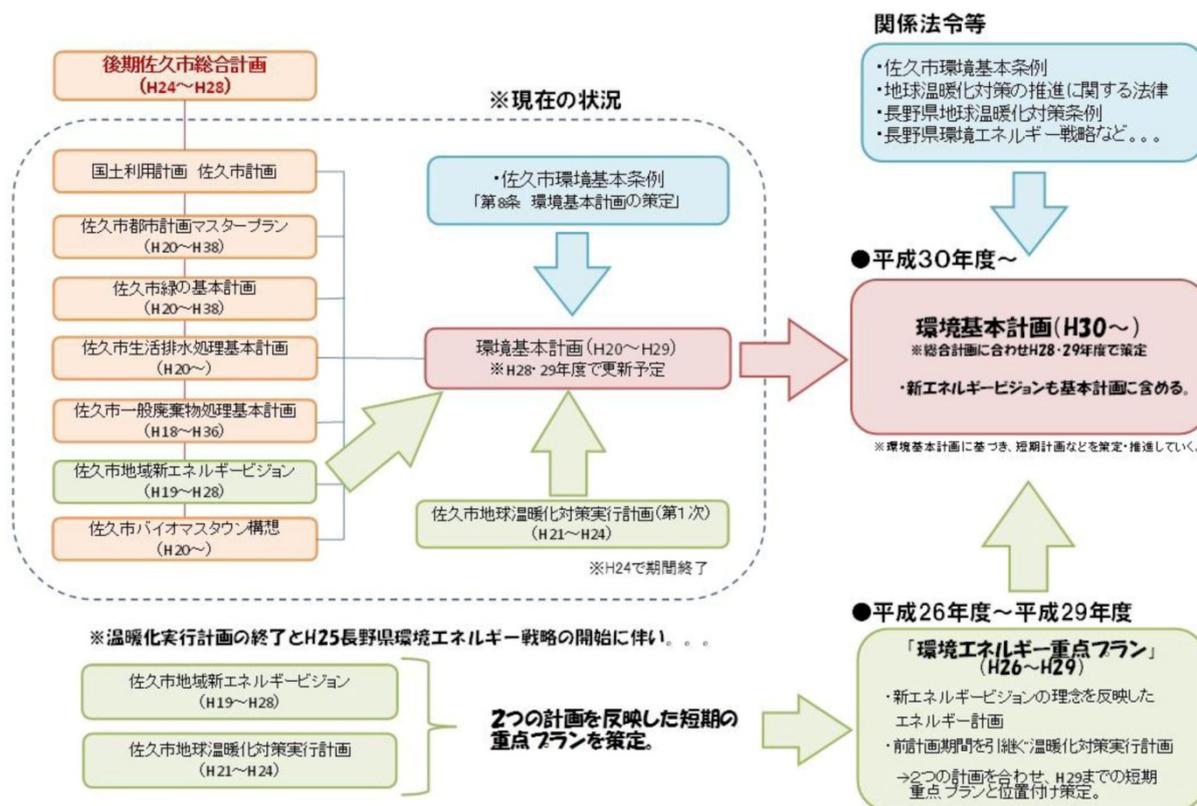


図 2-2-13 佐久市環境エネルギー重点プランの位置づけ

出典：「佐久市環境エネルギー重点プラン」（平成 26 年 3 月、佐久市）

2. 開発動向

① 佐久穂町

ア 国土利用計画（佐久穂町計画）

佐久穂町は、旧佐久町と旧八千穂村が平成 17 年 3 月 20 日に合併してできた新しい町である。国土利用計画（佐久穂町計画）は、この合併を契機として、平成 19 年に策定された。

この計画では、町土の利用にあたり、町民の理解と協力を得つつ、自然環境や農村環境の保全と公共の福祉を優先し、健康で文化的な生活環境の確保と、町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めていくものとしている。

佐久穂町における利用区分ごとの規模の目標を表 2-2-46 に、地域別の土地利用計画における地域区分を図 2-2-14 に、地域別の土地利用の概要と目標を表 2-2-47 に示す。

対象事業実施区域は、土地利用計画における東部地域の森林に位置している。

なお、対象事業実施区域の東側約 2km の大日向地区において、「一条メガソーラー長野佐久穂大日向第 1・第 2 光発電所（仮称）」の計画がある。この計画については、「第 1 章 第 6 節 6-6 その他」に概要を記載した。

表 2-2-46 利用区分ごとの規模の目標の概要

利用区分	規模の目標と概要
農用地	農業の新たな担い手の発掘に向け、荒廃農地の利活用を推進するとともに、優良農地の保全や農業基盤の整備に努める。 森林から 7ha 程度増加し、道路へ 44ha、宅地へ 10ha 程度減少の合計 47ha の転換を見込み、平成 29 年には、1,253ha 程度とする。
森林	森林の維持・管理を推進するとともに、町民と自然のふれあうことのできる場としての整備・活用を推進する。 農用地へ 7ha、道路へ 15ha、宅地へ 5ha の合計 27ha の転換を見込み、平成 29 年には、15,041ha 程度とする。
水面・河川・水路	治水、用排水路等本来的な機能の維持・向上を図るための整備と、水辺環境の整備による憩いの場づくりを推進する。 その他から 1ha の転換を見込み、平成 29 年には、329ha 程度とする。
道路	町民の交通利便性向上や安全性確保に努め、幹線道路や生活道路の計画的整備を推進するとともに、人にやさしいまちづくりを推進する。 農用地から 44ha、森林から 15ha、宅地から 1ha、その他から 8ha の合計 68ha の転換を見込み、平成 29 年には 617ha 程度とする。
宅地	適正な誘導と規制により、周辺環境と調和のとれた、ゆとりとやすらぎのある良好な生活空間の形成を図る。 農用地から 10ha、森林から 5ha 程度増加し、道路への 1ha 程度の減少が見込まれ、合計 14ha の転換を見込み、平成 29 年には、292ha 程度とする。
その他	町民の要望や社会、経済等の動向を見極め、必要な用地の確保と有効利用に努める。 水面、河川、水路へ 1ha、道路へ 8ha の合計 9ha の転換を見込み、平成 29 年には 1,267ha 程度とする。

出典：「国土利用計画（佐久穂町計画）」

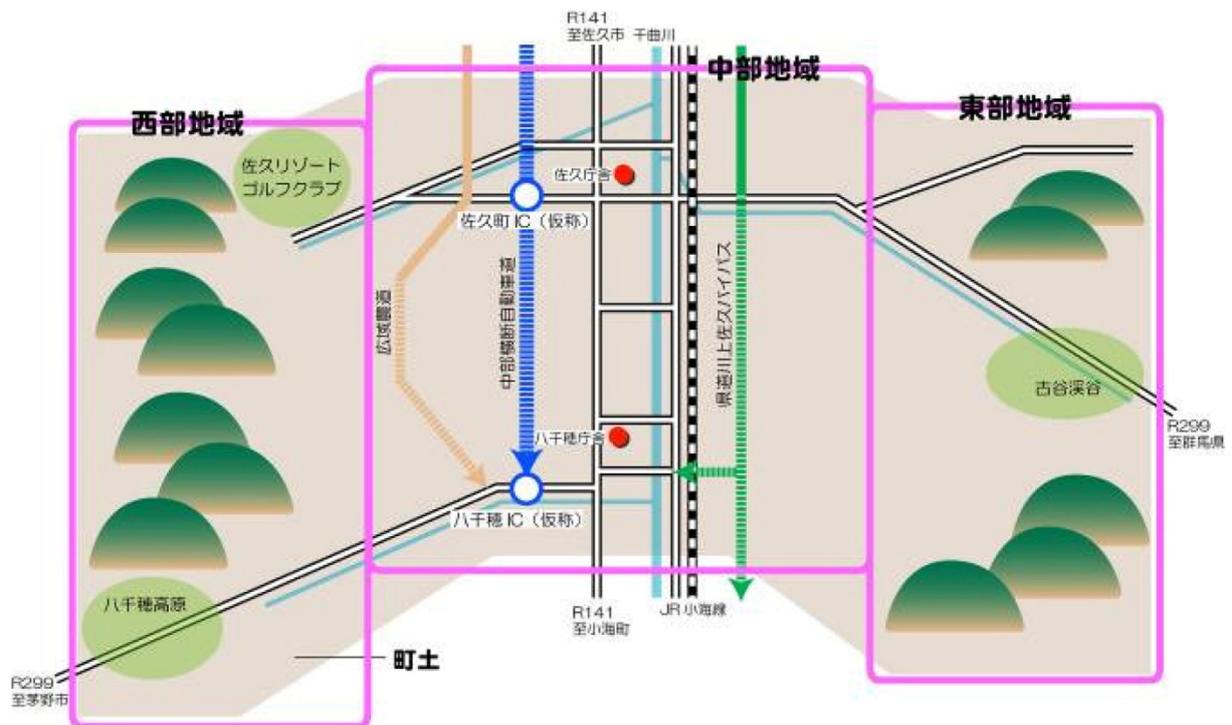


図 2-2-14 地域別の土地利用計画における地域区分

出典：「国土利用計画（佐久穂町計画）」

表 2-2-47(1) 地域別の土地利用計画の概要と目標

地域区分	概要	目標
中部地域	千曲川兩岸を中心とする地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 中部地域は、千曲川が河岸段丘を構成し、その川沿いの平坦部に行政機能、教育機能、商業機能等多くの都市機能が集積している地域で、にぎわいの中心でもある。この千曲川の兩岸に国道 141 号、主要地方道川上佐久線、佐久南部広域農道、そして JR 小海線が南北に走っている。羽黒下駅前の商店街は古くから町の商業の中心地として栄えてきたが、近年、生活様式の変化やモータリゼーションの進行に伴い国道 141 号沿いへの大型店の進出等、本地域を取り巻く環境が大きく変化してきた。 ● 川から少し離れた河岸段丘上段の地域では、住宅地や優良農地、歴史的観光施設等が存在し、近年では住宅団地の建設や道路整備などが進んでいるが、少子高齢化の影響を強く受けており、人口流出、農業従事者の高齢化、後継者不足等の問題を抱えている。今後は、佐久南部広域農道の佐久市から国道 299 号間の開通、主要地方道川上佐久線バイパスの一部開通、さらには中部横断自動車道のインターチェンジが高野町と千代里に開設される予定であり、本地域の立地ポテンシャルの増加に伴い、物流及び人々の交流拠点としての機能拡大と土地利用の大きな変化が予想される。 ● このため、中部地域においては、にぎわいを創出する土地利用の推進、優良農地や水道水源の保全、および周辺環境に配慮した土地利用の誘導と規制を図るとともに、「元気が出る公園」をはじめとする自然・緑地環境及び「奥村土牛記念美術館」、「楯六郎親忠居館之址」等の歴史や文化を活かし、学校教育や生涯教育環境の充実を図り、無秩序な開発を防止し、計画的で秩序ある土地利用を推進する。

表 2-2-47(2) 地域別の土地利用計画の概要と目標

地域区分	概要	目標
東部地域	中部地域を除く千曲川の東側地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 東部地域については、東側に群馬県との県境を成す「十石峠」、「大上峠」、「余地峠」、南側には信州百名山のひとつに数えられる「茂来山」や「四方原山」を有し、千曲川の支流である抜井川と余地川という2本の1級河川が「古谷渓谷」、「乙女の滝」、「唐松一斉美林」「古谷ダム」、「余地ダム」、「カタクリの群生地」などの景観を作り出している。この抜井川と余地川に平行して国道299号と県道下仁田佐久線が走っており、その沿線に住宅地や農地が存在し、住宅地から少し離れたところには日本有数の鉄平石の採石場があり、古谷渓谷沿いは貴重な古谷石の産地がみられる。 ● 本地域にある国道299号は古くは武州街道と呼ばれ、関東圏との重要な交易路線として栄えていた経過があり、秩父事件などの歴史的な足跡が残っている地域である。 ● 本地域では、若年層を中心とした人口流出と幼児や児童生徒数の減少、農業従事者の高齢化及び後継者不足等の問題を抱え、活力低下が懸念されている。このため、美しい環境、豊富な水道水源と農林産物、貴重な鉱物資源、そして歴史的資源を活かした観光拠点としての充実を図るとともに、恵まれた自然環境、優良農地や森林の維持・保全に努め、自然環境と農村環境の調和のとれた地域づくりを推進する。
西部地域	中部地域を除く地区吾川の西側地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 西部地域については、千曲川の支流である大石川、石堂川、北沢川、新田川という4本の1級河川を中心とした限られた部分に集落が点在し、その一段上に広大な畑地帯があり、高原野菜や酪農の産地となっている。本地域の西端にある八千穂高原周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園に指定されており、本町最大の観光拠点となっている。 ● この八千穂高原を中心とする一帯は、広大な白樺林、太古の原生林、高山植物、唐松林などの豊かな緑と、標高2,000m以上の高所に天然湖が三つ（白駒池、雨池、双子池）連なっており、日本1級の自然環境がある。ここから派生する幾筋もの尾根や谷が澄んだ空気と豊富な湧水を生み出し、この高原一帯をやすらぎやうるおいを感じる地域としている。そのため、高原の下流域には別荘地やゴルフ場が存在している。 ● 将来、中部横断自動車道の八千穂インターチェンジ(仮称)が開設されることにより、八千穂高原等へのアクセスも向上し、より一層の観光拠点としての拡充が期待できる。 ● 反面、観光客の増加に伴う二酸化炭素排出量の増加やゴミ問題など、農村環境、自然環境への悪影響が懸念される。 ● このため、森林あるいは豊富な湧水等の豊かな自然資源を活用した観光産業の拡大を図るとともに、次世代に残すための適正な維持管理、保全を行い、優良農地の維持・保全に努め、良好な農村居住環境の形成を図り、自然環境や農村環境に配慮した計画的で秩序ある土地利用の誘導を推進する。

出典：「国土利用計画（佐久穂町計画）」

② 佐久市

ア 国土利用計画（佐久市計画）

佐久市計画は、平成 23 年 11 月に策定された「第一次佐久市総合計画後期基本計画」の趣旨に即したものとするため、既存の「国土利用計画（佐久市計画）」の見直しを行い、新たな「国土利用計画（佐久市計画）」を平成 24 年 3 月に策定した。本計画では、佐久市の調和ある持続的発展と一体性の確保を基本として、各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を踏まえ、公共の福祉を優先させ、安全で快適な生活環境の確保と地域の特性を生かした土地利用を総合的かつ計画的に行うことを基本理念としている。

本計画における利用区分ごとの規模の目標を表 2-2-48 に、地域別の土地利用計画における地域区分を図 2-2-15 に示す。また、予備調査範囲が含まれる南部地域の地域別の土地利用の概要と目標を表 2-2-49 に示す。

表 2-2-48 利用区分ごとの規模の目標の概要

利用区分	規模の目標と概要
農用地	田は 108ha 程度減少、畑は 95ha 程度減少し、採草放牧地は増減なしと見込まれる。よって目標年次における農用地の面積は、203ha 程度減少し、6,885ha 程度とする。田・畑の面積が減少する要因は、道路用地、住宅地、工業用地等への転換。
森林	国有林は増減がなく、民有林は 15ha 程度の減少が見込まれる。よって目標年次における森林の面積は、15ha 程度減少し、26,238ha 程度とする。民有林の面積が減少する要因は、道路等への転換。
原野	目標年次における面積は、1ha 程度減少し、36ha 程度とする。減少する要因は、公共用地等への転換。
水面・河川・水路	水面・河川は増減がなく、水路は 5ha 程度の減少が見込まれる。よって目標年次における水面・河川・水路の面積は、5ha 程度減少し、1,079ha 程度とする。水路面積が減少する要因は、田の利用転換に伴う農業用水路の改廃等。
道路	一般道路(高速道路、国道、県道、市道)は 106ha 程度の増加、農道は 7ha 程度の減少、林道は 1ha 程度の増加が見込まれる。よって目標年次における道路の面積は、100ha 程度増加し、2,079ha 程度とする。増加要因は中部横断自動車道をはじめとする道路の新設改良であり、減少要因は田・畑の利用転換に伴う農道の改廃等。
宅地	住宅地については、人口及び世帯数の増加に伴い、40ha 程度の増加が見込まれる。工業用地については、新たな工業用地の確保等により、65ha 程度の増加が見込まれる。その他の宅地（商業・業務用地等）については、用途地域内の土地の有効利用や都市機能充実のための土地利用の促進等により、50ha 程度の増加が見込まれる。よって目標年次における宅地の面積は、155ha 程度増加し、2,492ha 程度とする。
その他	目標年次における面積は、31ha 程度減少し、3,590ha 程度とする。減少要因は、公共用地から道路や宅地等への転換。

出典：「国土利用計画（佐久市計画）」

地域区分	区 域
①北部地域	滑津川以北の都市計画用途地域及び周辺部
②南部地域	滑津川以南の都市計画用途地域及び周辺部
③東部地域	北部・南部地域以東の都市計画区域
④東部山間地域	市東部の都市計画区域外の地域
⑤西部地域	北部・南部地域以西の都市計画区域（望月地域を除く）
⑥北西部地域	望月地域の北部の地域
⑦西部山間地域	西部・北西部地域以南の地域



図 2-2-15 地域別の土地利用計画における地域区分

出典：「国土利用計画（佐久市計画）」

表 2-2-49 地域別の土地利用計画の概要と目標（南部地域のみ）

地域区分	地域特性及び現状	取り組み事項
南部地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 中込、野沢、臼田の中心市街地があり、また、用途地域外には、大規模な優良農用地が広がっている。 ● 近年、商店街の空洞化が進んでいるため、商店街における連携と活性化に向けた取組みが重要になっている。空き店舗の再利用や低・未利用地の有効利用を図り、地域住民の暮らしの基盤として、賑わいがある商店街の再生が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街の空き店舗や空地进行を有効利用し、地域の活性化を目指す。 ● 地域の個性や特色を生かした便利で魅力ある市街地形成を図る。 ● 臼田地区の市街地については、佐久総合病院の再構築と併せたまちづくりを推進する。 ● 優良農用地の保全に努める。 ● 幹線道路沿線の優良農用地についても保全に努めるとともに、無秩序な土地利用を抑制するため、特定用途制限地域の指定等について検討する。